

小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントの課題

立教大学 橋本 正明

地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護は今後すすめられる地域包括ケアの基盤とも位置づけられるサービスになると思われる。その際、本介護サービスのケアマネジメントに関わる問題点として以下の点を指摘しておきたい。制度の進展のために具体的な検討が必要だと思われる。

1、ケアマネジメントに関わる業務

自宅（居宅）での生活をしている利用者のケアプランを作成しながらその報酬の算定が無い事で十分な居宅生活の支援に機能を発揮できにくく、本事業の趣旨が生かされにくい状況がある。

2、他事業との連携・支援加算の導入

他の介護保険サービス（居宅サービス、施設サービス）利用から小規模多機能の利用（地域密着型）の受け入れ、また逆に居宅介護や施設介護に小規模多機能（地域密着型）から紹介、引き継ぎをした際、また医療機関の入退院に関わる業務に対しての連携加算、また重度の認知症や独居利用者への支援加算の設定。

上記加算については、居宅同様利用者負担を発生させないで、最低限給付限度額に影響させない。これは本サービス利用者が必要な外部サービス（訪問看護や居宅療養管理指導、福祉用具など）が限度額内で利用出来なくなり、在宅生活の維持に困難な事態を発生させ、本サービスの趣旨に反する結果になる恐れがある為。

3、小規模多機能型介護におけるケアマネジメントの制度的整理

小規模多機能型介護（地域密着型サービス）を利用することでケアマネジャーを替える事がネックとなって本介護サービスを利用しにくくまた介護事業間の移行し難い状況がある。小規模多機能型介護に移行した後にも初期費用だけでなく、なんらかの連携報酬を設け、ニーズに応じて地域密着型と居宅介護を柔軟に移動できる条件を整える。

上記提案は現状を改善する形だが、抜本的な改定として小規模多機能のケアマネジメントは、①居宅介護における居宅介護支援との連携 ②小規模多機能型介護に於ける居宅介護支援を選択できるようにする。①の場合は居宅介護支援事業者と小規模多機能型介護事業者の報酬を按分により算定、②の場合は報酬全額を小規模居宅型介護に算入する。

以上、